

クレジットライン規定（2005年9月1日以降に契約された方）（旧名称：クレジットライン規定（新）） 新旧対照表

旧	新
<p>第9条 約定返済ならびに利息支払い方法等</p> <p>2. お客さまは、貸越極度額が50万円以下の場合には貸越金残高にかかわらず毎月1万円、貸越極度額が50万円を超え100万円以下の場合には貸越金残高にかかわらず毎月2万円、貸越極度額が100万円を超え200万円以下の場合には貸越金残高にかかわらず毎月3万円を返済するものとし、この返済金額はまず前項の利息支払に充当し、残額を元本弁済に充当するものとします。</p> <p>ただし、約定返済日前日の貸越金残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とします。</p> <p>3. 当社は、前項に定める返済金額を増額または減額することができるものとします。ただし、増額または減額する場合にはあらかじめその内容・変更日を当社所定のホームページに提示するかまたはお客さまに当社所定の方法により通知します。</p>	<p>第9条 約定返済ならびに利息支払い方法等</p> <p>2. お客さまは、以下に定める残高スライド元利定額返済方式、元利定額返済方式のいずれかの返済方式により返済を行うものとし、この返済金額はまず前項の利息支払に充当し、残額を元本弁済に充当するものとし、また、2014年3月6日以前に本契約を締結したお客さまには元利定額返済方式、2014年3月7日以降に本契約を締結したお客さまには残高スライド元利定額返済方式が適用されるものとします。</p> <p>・残高スライド元利定額返済方式</p> <p>約定返済日前日の貸越金残高が10万円以下の場合には3千円、貸越金残高が10万円を超え30万円以下の場合には6千円、貸越金残高が30万円を超え50万円以下の場合には1万円、貸越金残高が50万円を超え80万円以下の場合には1万5千円、貸越金残高が80万円を超え100万円以下の場合には2万円、貸越金残高が100万円を超え150万円以下の場合には2万5千円、貸越金残高が150万円を超え200万円以下の場合には3万円を元金として返済するものとします。</p> <p>ただし、約定返済日前日の貸越金残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。</p> <p>・元利定額返済方式</p> <p>貸越極度額が50万円以下の場合には貸越金残高にかかわらず毎月1万円、貸越極度額が50万円を超え100万円以下の場合には貸越金残高にかかわらず毎月2万円、貸越極度額が100万円を超え200万円以下の場合には貸越金残高にかかわらず毎月3万円を返済するものとします。</p> <p>ただし、約定返済日前日の貸越金残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。</p> <p>3. 当社は、前項に定める各返済方式における返済金額を増額または減額することができるものとします。ただし、増額または減額する場合にはあらかじめその内容・変更日を当社所定のホームページに提示するかまたはお客さまに当社所定の方法により通知します。</p>

第15条 当社からの相殺

1. 当社は、お客さまが本取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客さまの預金その他の当社に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、当社は書面により通知するものとします。
2. 前項により当社が相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を相殺実行の日までとし、預金の利率については当社の定めによるものとします。

第15条 当社からの相殺

1. 当社は、お客さまが本取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客さまの預金その他の当社に対する債権とを、その債権の期限または債権額を指定する通貨の種類にかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、当社は、所定の手続きを省略し、お客さまの預金等を払い戻し、お客さまの債務の弁済に充てた上で、事後的にお客さまに通知を送付することもできるものとします。
2. 前項により当社が相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を相殺実行の日までとし、預金の利率については当社の定めによるものとします。
3. 第1項の相殺において、債権債務の表示通貨が異なるときに適用する外国為替相場は、相殺実行時点において当社が妥当と判断する実勢の外国為替レートとします。